

全国知事会議における鳩山首相の尖閣諸島への日米安保条約適用をめぐる発言に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年五月三十一日

佐藤正久

参議院議長江田五月殿



全国知事会議における鳩山首相の尖閣諸島への日米安保条約適用をめぐる発言に関する質問主意書

鳩山首相は本年五月二十七日に開催された全国知事会議の席上において、石原慎太郎東京都知事が「尖閣諸島における日中武力衝突に際し、日米安全保障条約が発動されるか」と質問したのに対し、「確かめる必要がある」、「（米国は）日本と中国の当事者同士でしつかり議論して、結論を見いだしてもらいたいということだと理解している」と述べたと報道されている。

この問題に関しては、前政権下の国会答弁や官房長官会見においても、「安保条約は適用される」と既に明らかにされており、米国オバマ政権においても、「尖閣諸島は沖縄返還以来、日本政府の施政下にある。日米安保条約は日本の施政下にある領域に適用される」とする見解を日本政府に伝えている。

また、尖閣諸島に属する久場島、大正島は日米安保条約第六条、日米地位協定第二条に基づき、在日米軍射爆場として、提供されていると承知している。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 鳩山首相の全国知事会議における発言は事実であるか。また、事実であるとすれば、如何なる意図を

もつて発言したのか、明らかにされたい。

二　尖閣諸島はわが国固有の領土であり、領土問題は存在しないと認識しているが、鳩山首相の「日本と中国の当事者同士の議論」発言は、あたかも議論の余地があるとの誤ったメッセージと受け取られかねず、國益を大きく損なうものであると考えるが、政府の見解如何。

右質問する。